

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社の事業主として、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として、労働局長から承認を受けている者である。
- 2 請求人によれば、平成○年○月○日、作業現場において、オイル缶を脚立代わりに使用していたところ、バランスを崩して転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）という。請求人は、同日、B病院に受診し、「左鎖骨骨折、頭部外傷」等と診断され治療を受けていたところ、平成○年○月○日、C病院に受診し、「左鎖骨偽関節」と診断され、同年○月○日に手術を受け（以下「前回手術」という。）、同病院及びD医院にて治療を続けていた。
- 3 請求人は、本件災害による左鎖骨偽関節は業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付を請求（以下「前々回請求」という。）したところ、監督署長は、平成○年○月○日以降の期間については、療養のため労働することができなかったとは認められないとして、通院日のみ休業補償給付の対象として支給する旨の処分（以下「前々回処分」という。）をした。

請求人は、前々回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、棄却され、再審査請求をしたものの、当審査会は平成○年○月○日付けで棄却している（平成28年労第421号事件。以下「前々裁決」という。）。

- 4 また、請求人は、平成○年○月○日、E病院を受診し「うつ病」と診断され、

同年〇月〇日、C病院を受診し、「うつ病」と診断された。請求人が、同疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分を不服として、審査官に対し審査請求をしたが、棄却され、再審査請求をしたものの、当審査会は平成〇年〇月〇日付けで棄却している（平成29年労第91号事件。以下「前裁決」という。）。

5 その後、請求人は、平成〇年〇月〇日に、C病院において、前回手術の際に固定のために用いた金属プレートを抜く手術を受けた。

6 本件は、請求人が平成〇年〇月〇日以降の期間について休業補償給付を請求（以下「今回請求」という。）したところ、監督署長が通院日のみ休業補償給付の対象として支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。

7 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人の休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）前々回請求に係る休業補償給付請求書の「傷病の部位及び傷病名」欄には「左鎖骨偽関節」と記載され、今回請求に係る休業補償給付請求書の「傷病の部位

及び傷病名」欄には「左鎖骨遠位端骨折後偽関節」と記載されているが、請求人の治療経過から両者は同一の傷病と判断する。

特別加入者である請求人が休業補償給付を受けるためには、決定書理由に説示する全部労働不能の要件を満たす必要があるところ、当審査会は、前々裁決において、全部労働不能であることには該当しないものと判断した。

今回、請求人は、平成○年○月○日付けF医師作成の診断書を提出している。同医師は、同診断書において、要旨、「初診日平成○年○月○日から症状固定日平成○年○月○日まで就労不能であった。」と診断しているが、平成○年○月○日付け回答書においては、①平成○年○月○日から同年○月○日までの○日間及び②平成○年○月○日から平成○年○月○日までの○日間に、a 現場監督作業、b 営業等作業及びc 事務室等における事務作業への従事の可否に関して、「すべて可能です。骨癒合が進んでおり、かつ安定化が得られているため。」と回答しており、同診断書の平成○年○月○日まで就労不能との診断を採用することはできない。

(2) また、請求人は、うつ病のために働けないのだから休業補償給付を支給すべき旨主張するが、当審査会は、前裁決において、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断したところであり、一件記録を改めて精査し子細に検討するも、前々裁決及び前裁決に係る当審査会の判断を変更すべき事情は見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。